令和４年４月19日

　都道府県私立学校主管部局　御中

令和４年度 京の修学旅行３密防止対策等支援事業の実施について

京都府商工労働観光部観光室

　平素より、京都府の観光行政に格別の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

　修学旅行については、日常とは異なる環境の中で友人たちと寝食をともにしながら、地域の歴史や文化等を学び、見聞を広げる貴重な教育機会ですが、コロナ禍において、やむなく修学旅行を中止や延期、行き先の変更といった判断をされる学校もあると伺っております。

　京都府及び公益財団法人京都文化交流コンベンションビューローは、修学旅行で京都府内にお越しになる学校に安心・安全な旅行環境を提供するため、修学旅行中の３密防止対策等に要する経費を支援する事業を、令和２年度10月より実施してまいりましたが、令和４年度においては、補助上限額を上乗せする加算項目を新設し、引き続き支援してまいりますので、お知らせします。

＜事業概要＞

１　対象となる修学旅行

　　京都府内外に所在する学校が実施する、京都府内に1泊以上の宿泊を伴う修学旅行

　　（出発日が令和４年４月１日から令和５年３月31日までのもの）

２　申請手続　　対象となる修学旅行を企画した旅行会社を通して行う

３　補助の内容 (詳細は別添のとおり)

　　３密防止対策に係る支援 …移動手段等を変更する場合の追加必要経費を支援

　　生徒等が陽性となった際の支援…生徒等の新型ウイルス陽性判明時、保護者等の送迎経費支援

　４ 補助上限額

　　 対象となる修学旅行に参加した生徒等数×1,000円

　　 **以下の場合は、補助上限額を加算。（①、②は併用可）**

1. **府域周遊加算**

**対象となる修学旅行に参加した生徒等の２/３以上が、京都府域（市内を除く）を訪れた場合、生徒等数×500円を加算。**

1. **教育関連施設利用加算**

**対象となる修学旅行に参加した生徒等数の２/３以上が、歴史、伝統産業、先端技術等に関する施設等において、体験学習を実施した場合、生徒等数×500円を加算。**

＜受付期間＞

　　3密防止対策支援事業　令和４年４月１日～12月16日

陽性時保護者等支援事業　修学旅行終了後30日以内又は令和５年４月７日のいずれか早い日

※予算の範囲内で実施するものであり、申請受理数多数の場合申請額の一部を交付できないことがあります。

※受付期間終了後、各申請書を精査の上、申請者あて交付予定額通知書を送付します。

＜申請方法＞

京都文化交流コンベンションビューローのホームページより申請

　(https://meetkyoto.jp/ja/service/shuryo)

＜申請書送付先及び問い合わせ先＞

公益財団法人 京都文化交流コンベンションビューロー

「京の修学旅行３密防止対策等支援事業」担当

〒600-8009京都市下京区函谷鉾町78　京都経済センター3階

|  |
| --- |
| 京都府商工労働観光部観光室TEL　075-414-4835 |

E-mail: shuryo@hellokcb.or.jp